

Q13. 組合員資格の定款記載方法で「注」と記入してもよいですか。

定款上組合員資格を明らかにするため「注」として詳細説明文を条文末尾に記入するのは正しいですか。説明文を条文中に挿入すべきですか。

【Answer】

定款上組合員資格を記載するに当たっては、「注」として条文の末尾に詳細に説明文を書くことは望ましくなく、本文中に具体的に、かつ明確に記載するようにしてください。